

保険外併用療養費（選定療養費）の変更について

当院は、令和7年3月3日付けで千葉県より「紹介受診重点医療機関」に認定されました。

紹介受診重点医療機関とは、外来機能の明確化・連携を強化し、患者様の流れの円滑を図るため、紹介患者への手術・処置や化学療法を必要とする外来、高額な医療機器・設備を必要とする外来を行っている病院のことです。当院では原則として「かかりつけ医」からの紹介状を持参しての受診をお願いしております。

紹介受診重点医療機関には「選定療養費」の徴収が義務付けされているため、当院においても紹介状をお持ちでない場合は、令和7年4月1日より下記変更後の選定療養費をご負担いただきます。ご理解とご協力をお願いいたします。

< 変更内容 >

日時：令和7年4月1日から

初診時

【変更前】4,400円（税込） → 【変更後】7,700円（税込）

対象となる方

1. 当院を初めて受診される方
2. 以前に当院を受診し、既に治療期間が終了（治癒）した後に再び受診される方
3. 当院での受診を任意で中止し、一定期間以上経過した後に再び受診される方

再診時

【変更前】なし → 【変更後】3,300円（診療の都度）

対象となる方

症状が安定しており、担当医から他の医療機関へ紹介の申し出があった後も
当院を受診される方

・千葉県 HP 紹介受診重点医療機関一覧

<https://www.pref.chiba.lg.jp/iryuu/shoukaijushin/index.html>

【医療機関が「特別の料金」を求めてはならない患者】

初診・再診共通

- (1) 救急の患者
- (2) 国の公費負担医療制度の受給対象者
- (3) 地方単独の公費負担医療の受給者
(事業の趣旨が特定の障害、特定の疾病等に着眼しているものに限る)
- (4) 無料低額診療事業実施医療機関における当該制度の対象者
- (5) エイズ拠点病院における HIV 感染者

【医療機関が「特別の料金」を求めなくてもよい患者】

初診

- (1) 自施設の他の診療科から院内紹介されて受診する患者
- (2) 医科と歯科との間で院内紹介された患者
- (3) 特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた患者
- (4) 救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診する患者
- (5) 外来受診から継続して入院した患者
- (6) 地域に他に当該診療科を標榜する保険医療機関がなく、当該保険医療機関が外来診療を
実質的に担っているような診療科を受診する患者
- (7) 治験協力者である患者
- (8) 災害により被害を受けた患者
- (9) 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者
- (10) その他、保険医療機関が当該保険医療機関を直接受診する必要性を特に認めた患者
(急を要しない時間外の受診、単なる予約受診等、自己都合により受診する場合を除く)

【医療機関が「特別の料金」を求めなくてもよい患者】

再診

- (1) 救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診する患者
- (2) 外来受診から継続して入院した患者
- (3) 災害により被害を受けた患者
- (4) 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者
- (5) その他、保険医療機関が当該保険医療機関を直接受診する必要性を特に認めた患者
(急を要しない時間外の受診、単なる予約受診等、自己都合により受診する場合を除く)